

<行動計画>

1 計画期間 平成17年4月1日から平成20年6月30日までの3年3ヶ月間

2 内 容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知と相談体制の整備の実施

目標2 子供の出生時に父親が取得できる休暇制度の導入

目標3 従業員の育児休業取得の促進と育児休業取得後に復帰しやすくなるための情報提供の実施

男性従業員の育児休業取得者1名以上、女性従業員の育児休業取得率70%以上とする

目標4 育児短時間勤務制度の対象者を3歳未満の子供を育てる労働者から小学校就学前の子供を育てる労働者へ変更

目標5 配偶者の転勤等に伴う、配置(勤務地)転換の実施

目標6 子供の学校行事等への参加を目的とした、対象者の休暇取得への配慮(特に連続操業勤務者への配慮)

目標7 家族との交流時間の確保を目的とした福利厚生行事の実施